

平均年齢 30.90 歳に隠されたメッセージ

10月4日に第五検審の事務局が発表した「起訴議決」時の審査員の平均年齢が30.90歳であったことについて見てみましょう。新聞ではこの平均年齢を30.9歳と発表しているところもありますが、毎日新聞の翌日の朝刊にはハッキリと30.90歳と書かれています。事務局は一人足し忘れて11で割ったと言っていますが、この30.90歳は1人足し忘れた審査員11人の平均年齢ではありません。何故なら、11で割ったものなら平均年齢は30.91歳と公表されていなければならないのです。

30.90 歳は 10 人の平均年齢

合計年齢を11で割って、割り切れなかったとき、小数点以下は必ず10パターンの循環小数になり、小数点第3位を四捨五入すれば次のようになります。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① .0909090909 → .09 | ⑥ .5454545454 → .55 |
| ② .1818181818 → .18 | ⑦ .6363636363 → .64 |
| ③ .2727272727 → .27 | ⑧ .7272727272 → .73 |
| ④ .3636363636 → .36 | ⑨ .8181818181 → .82 |
| ⑤ .4545454545 → .45 | ⑩ .9090909090 → .91 |

事務局が発表した平均年齢は、30.90歳（二回目審査員の最初の発表）、33.91歳（二回目審査員の一回目の訂正時）、34.55歳（一回目と二回目審査員の最終発表）、34.27歳（一回目審査員の最初の発表）の4つですが、33.91歳は⑩、34.55歳は⑥、34.27歳は③ですが30.90歳に対応するものはありません。30.90歳は審査員10人の平均年齢で、10人の合計年齢は309歳であったと思われます。

印鑑を忘れていた審査員

では、なぜ10で割ってしまったのでしょうか。実はこの議決書に署名をした10月4日、審査員の一人である133566番が印鑑を忘れていたのです。このため、この平均年齢を計算した時点では133566番はまだ、議決書に署名していなかったのではないかとと思われるのです。

請求書		裁判所 検察審査費 検察審査員旅費
東京第五検察審査会 御中		住所
支給決定 平成22年10月4日 検察審査会長		氏名
		省
検察審査会法第21条第2項の規定による検察審査会議に 検察審査員等として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。 平成22年10月4日		
出頭年月日 平成22年10月4日		出頭場所 東京第五検察審査会
請求額 6060円		
内 容	金額	事由
	5740円	日当
	円	宿泊料
	320円	鉄道賃
	円	路程費
寄 計	円	船賃
	6060円	計
上は本人の指印なることを証明する 東京第五検察審査会事務局 検察審査会事務官		

検察審査会法によれば議決書の謄本は当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付しなければならないとあります。すなわち検察審査会が対外的に発行する公文書となるのでおそらく指印では発行できなかったのではないかとと思われます。

第五検審を追及している一市民T氏のブログによると、この平均年齢を計算したのは手嶋第一検審事務課長で資料は第五検審からもらったとあります。

もらった資料はおそらく「議決書」と生年月日が書かれた「検察審査員及び補充員選定録」であると思われますが、上記の理由で、計算時には「議決書」に10人の署名しかなく、係員ならそのような間違いはしないが、手嶋課長はそれに気付かず、単純にその10人の平均年齢を出してしまったのではないのでしょうか。

平均年齢が二転三転した理由

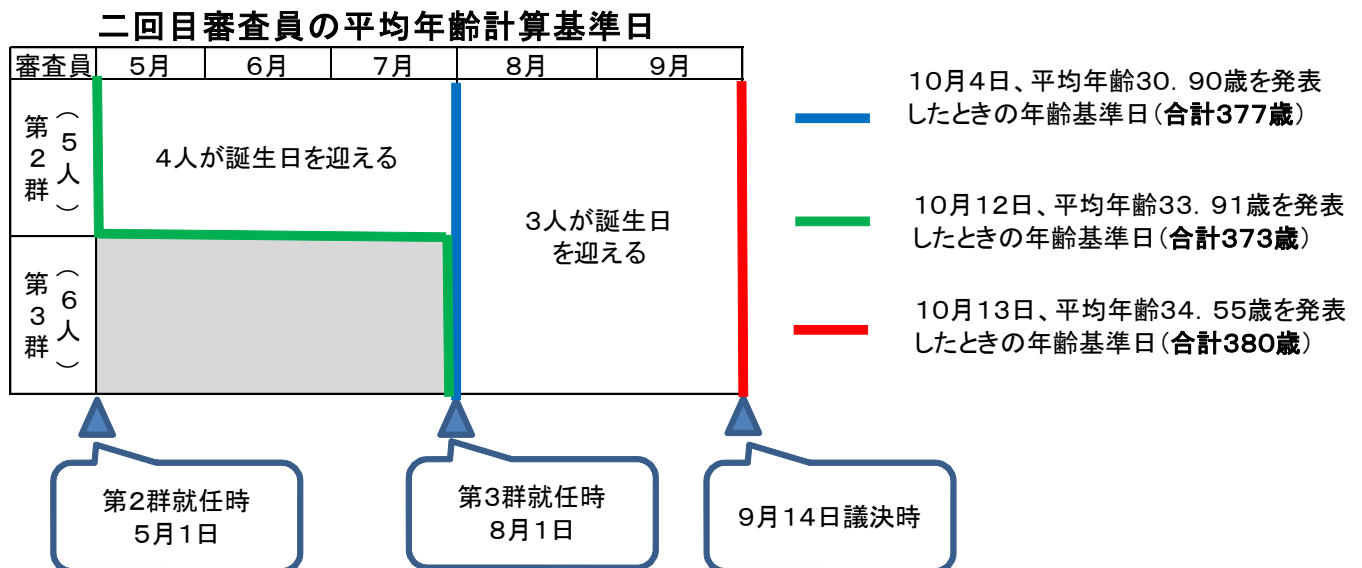
この後、事務局は37歳の人を1人足し忘れていたとして平均年齢を33.91歳に訂正します。ここで、また37歳を足し忘れていたなら、下記のように平均年齢は34.27歳になるはずだという疑問の声が上がります。

- ・平均年齢 34.27 歳（合計 377 歳）＝340 歳（＝平均年齢 30.90 歳×11 人）＋37 歳

事務局はこのとき10人の合計年齢の計算も間違っていて、ある人は就任時点、ある人は任期終了時点の年齢を拾っていたと言います。

しかし、第五検審の二回目の審査員の任期終了時点は22年第2群が10月末で第3群が翌年の1月末です。議決した9月14日の審査員の年齢を10月4日に計算して、まだ先の10月末を基準に年齢計算などするはずはありません。事務局では年齢計算は審査員のそれぞれの就任時点で計算していたと言います。30.90歳を発表したとき、手嶋第一検審事務課長は誤って全てを第3群の就任時の8月1日を基準日として計算してしまっただけだと思われま

事務局が説明しようとしたものを図解すると以下のようになり、平均年齢が30.90歳→33.91歳→34.55歳と二転三転した理由と、足し忘れた人が37歳だったというのも理屈の上では辻褄は合うことになります。



平均年齢 33.91 歳（合計 373 歳）＝（30.90 歳×11＝340 歳（8 月 1 日基準））＋37 歳（足し忘れ分）－4 歳（第2群の基準を5月1日に戻したことにより年齢が下がった分）

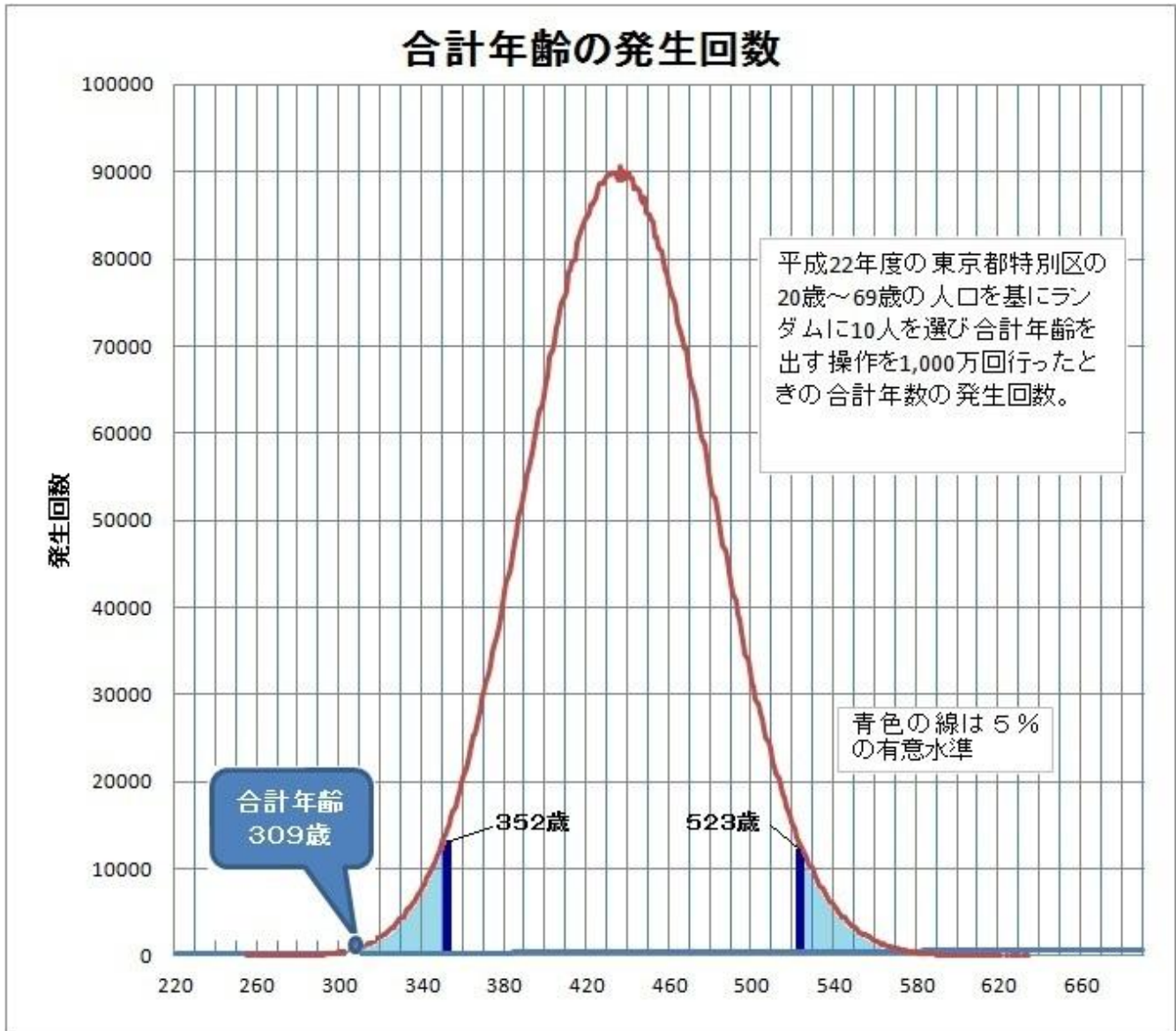
であったということです。もちろん、37歳を足し忘れたと言っていますが、もともと309歳が10人の合計年齢であったので、実際には以下のように足し忘れていたのは68歳の人でなければなりません。

平均年齢 33.91 歳（合計 373 歳）＝309 歳（10 人合計年齢）＋68 歳（足し忘れ分）－4 歳（第2群の基準を5月1日に戻したことにより年齢が下がった分）

10人で割ったという「議決書」がその時点で正式には出来ていないことになり、その理由を詮索されたくないために11人で割ったと言わざるを得なかったのではないのでしょうか。

10人の平均年齢 30.90 歳について

ちなみに、10人で平均年齢 30.90 歳（合計 309 歳）となるのはどのくらいの頻度になるのか、「一回目と二回目の審査員の平均年齢 34.55 歳について」で使用したプログラムを使ってシミュレートしてみましょう。



結果は1,000万回動作させて僅か957回です。グラフからも分かるように、かなり低い確率であるといえます。この表に出てくる合計年齢 309 歳の 10 人は審査員候補者の中から「選定くじソフト」で選ばれた審査員です。署名をしていないと思われるもう一人の審査員は「東京第五検察審査会の小沢審査会における考察」で注目している「なりすまし審査員」の可能性のある人物です。

二回目の審査員の平均年齢を 30.90 歳からそれほど不審がられない 34.55 歳までに押し上げたのは、もう一人が「なりすまし審査員」でありその人物が 68 歳であったからでしょうか、それとも事務局が 309 歳を 10 人ではなく 11 人で割ったという年齢引き上げ工作によるものだったのでしょうか。『「選定くじソフト」はどのように使われたか』の関係から非常に興味が湧くところです。

- ① 平均年齢 34.55 歳（合計 380 歳）＝309 歳（10 人合計）＋68 歳（「なりすまし審査員」の年齢）＋3 歳
- ② 平均年齢 34.55 歳（合計 380 歳）＝340 歳（偽 10 人合計）＋37 歳（もともとの審査員の年齢）＋3 歳